

定 款

平成24年 4月 1日

一 般 社 団 法 人

華 道 瑩 心 会

一般社団法人 華道瑩心会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人華道瑩心会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 12 番 1 号に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、華道瑩心流の向上を図ることを通じていけ花の振興に資し、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) いけ花に関する展覧会及び研究会等の開催
- (2) いけ花に関する教育指導及び教授者の養成
- (3) いけ花に関する資格の認定
- (4) いけ花に関する調査研究
- (5) 機関紙、その他いけ花に関する出版物の刊行
- (6) 会館の維持運営及び貸付

(7) その他この法人の目的達成に必要な事項

2. 前項第1号から第5号及び第7号の事業は本邦及び海外において行い、第6号の事業は東京都渋谷区の主たる事務所において行うものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 準 会 員 この法人の目的に賛同し、瑩心流初伝以上の資格を有する個人。
- (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し、瑩心流華道教授者に準ずる資格を有する個人。
- (3) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、瑩心流華道教授者の資格を有する個人。
- (4) 特別会員 この法人の目的に賛同し瑩心会審査員の資格を有する個人。
- (5) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体。
- (6) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者。

2. 前項の会員のうち第3項から第6項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金及び会費は総会の議決をもって別に定める。

2. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
3. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において弁明の機会を付与し、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 前項のほか、総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その都度、出席社員の互選で定める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び当該総会において選任された出席者の代表2名以上が署名押印する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第19条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長とする

3. 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。

4. 前2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法91条第1項第2号業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 理事の選任に当っては、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が理事現在数の3分の1をこえてはならない。

4. 監事の選任に当っては、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
4. 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第26条 この法人に任意の機関として、5名まで顧問を置くことができる。

2. 顧問は、この法人に功労のあったものの中から、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
3. 顧問は、この法人の重要事項について、会長の諮問に応ずるものとする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第32条 この法人には別表に定めた基本財産を置く。

2. 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の会長は、横田佳幸とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第32条関係）

財産種別	場所・物置等
土地	東京都渋谷区恵比寿南一丁目12番6 84.42㎡
建物	東京都渋谷区恵比寿南一丁目12番地1,6 家屋番号12-1-1 202.36㎡
積立預金	三菱東京UFJ銀行恵比寿支店 定期預金 10,314,625円